

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2022年11月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2022年10月中旬～2022年11月中旬）

- 「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」
- 「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」

II. 中国法務の現場より

「第五回中国国際輸入博覧会の開催」

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2022年10月中旬～2022年11月中旬）

◆ 国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告¹

国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室 2022年11月4日公布

1. はじめに

個人情報の越境提供に関しては、「個人情報保護法」第38条において、主に下記四つのルートが定められている。①セキュリティ評価（個人情報保護法第40条に基づき、国家インターネット情報部門（以下「網信弁」という。）が手配したセキュリティ評価を経ること）、②個人情報保護認証（網信弁の規定に基づき専門機関による個人情報保護認証を取得すること）、③標準契約の締結（網信弁が制定した標準契約に従って海外の提供先と契約を締結すること）及び④条約・合意の履行（中国が締結又は参加している国際条約・合意に中国国外への個人情報の提供に関する条件等が定められている場合は、その条項に従って履行すること）。

セキュリティ評価に関しては、2022年7月7日に「データ域外移転セキュリティ評価弁法」²が国家インターネット情報弁公室より公布された。同評価弁法第4条第2項、第3項によると、重要情報インフラの運営者及び100万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が海外に個人情報を提供する場合、または前年の1月1日から累計10万人の個人情報若しくは1万人のセンシティブ個人情報を海外に提供するデータ取扱者は、データ域外移転セキュリティ評価を申告しなければならない。標準契約については、国家インターネット弁公室が2022年6月30日に「個人情報域外移転標準契約に関する規定（意見募集稿）」³を公表し、同意見募集稿によると、一定の条件を満たす個人情報取扱者は標準契約を締結することで個人情報を海外に提供することができるとされている。

今回公表された「個人情報保護認証の実施に関する公告」（以下「本公告」という。）及びその関連文書「個人情報保護認証の実施規則」⁴（以下「本規則」という。本規則と本公告を合わせて「本通知」と総称する。）は、個人情報保護認証という個人情報越境提供の上記②のルートに関するガイドラインとなる。また、本通知の公表に先立ち、全国情報セキュリティ標準化技術委員会秘書処は、2022年6月24日に「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報の越境取扱活動に関するセキュリティ認証規範」^{5 6}（以下「セキュリティ認証規範」という。）を公表しており、また、本通知が公布された4日後、セキュリティ認証規範改正版の意見募集稿⁷（以下「認証規範意見募集稿」といい、「セキュリティ認証規範」と「認証規範意見募集稿」を「認証規範」と総称する。）も公表されている。

本通知によると、「個人情報保護法」関連規定の実施を徹底させ、個人情報取扱活動を規範化し、個人情報の合理的な利用を促進するため、国家市場監督管理総局と国家インターネット弁公室は、

¹ 「国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室关于实施个人信息保护认证的公告」

² 「数据出境安全评估办法」

³ 「个人信息出境标准合同规定（征求意见稿）」

⁴ 「个人信息保护认证实施规则」

⁵ 「网络安全标准实践指南-个人信息跨境处理活动安全认证规范」

⁶ セキュリティ認証規範の内容については、弊事務所「中国最新法令情報」速報版（2022年5月18日）を参照ください。

⁷ 「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報の越境取扱活動に関するセキュリティ認証規範 V2.0（意見募集稿）（网络安全标准实践指南-个人信息跨境处理活动安全认证规范 V2.0（征求意见稿）」

個人情報保護認証を実施し、個人情報取扱者が認証により個人情報保護能力を強化することを奨励するよう決定した。上記内容からすると、個人情報保護認証は奨励的かつ非強制的であり、また、個人情報越境提供のルートのみならず、一般的な個人情報処理活動の認証にも及ぶものになる。以下、本通知の主な内容を紹介する⁸。

2. 適用範囲と認証根拠

本規則は、個人情報取扱者が行う個人情報の収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開、削除及び越境移転等取扱活動に対する認証に適用される⁹。一般的な個人情報取扱者については、GB/T 35273「情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」が認証根拠となる。また、越境取扱活動を行う個人情報取扱者については、セキュリティ認証規範も合わせて適用される¹⁰。認証規範においては、多国籍企業又は同一の経済・事業体の子会社・関連会社間の個人情報の越境取扱活動は、中国国内の当事者が認証を申請し法的責任を負うことができ、個人情報保護法第3条第2項に定める海外の個人情報取扱者は、自ら中国国内に設立した専門機構又は指定した代理人の名義で認証を申請し、法的責任を負うことができるとされている¹¹。

3. 認証実施手順

個人情報保護認証の認証モデルは、技術検証+オンサイト監査+認証取得後の監督である。認証の実施に関する具体的な手順は、以下のとおりである¹²。

(1) 認証の委託

認証機関は、認証委託者の基本資料、認証委任状、関連する補足資料等認証委託に必要な資料を規定するものし、また、認証委託資料に基づき、個人情報の種類と量、取り扱う個人情報取扱活動の範囲、技術検証機関等を含める認証スキームを決定し、認証委託者に通知するものとする。

(2) 技術的検証

技術認証機関は、認証スキームに従って技術認証を実施し、認証機関及び認証委託者に対して技術検証報告書を発行する。

(3) オンサイト監査

認証機関は、オンサイト監査を実施し、認証委託者に対してオンサイト監査報告書を発行する。

(4) 認証結果の評価と承認

認証機関は、認証委託資料、技術検証報告書、オンサイト監査報告書及びその他の関連資料に基づいて包括的な評価及び認証の決定を行う。

(5) 認証取得後の監督

認証機関は、認証の有効期間中に、認証された個人情報取扱者に対する継続的な監督を行い、監督の頻度を合理的に決定するものとする。認証機関は、認証された個人情報取扱者が認証の要件を継続して満たしていることを確認するために、認証後の監督を実施する適切な措置を講じる必要がある。

⁸ なお、本通知の公布に先立ち、2022年6月5日に、データセキュリティ管理認証実施規則（数据安全认证实施规则）が公布されており、本通知はこれに続くデータ関連の管理認証規則となっている。

⁹ 本通知第1条

¹⁰ 本通知第2条

¹¹ 認証規範意見募集稿第2条

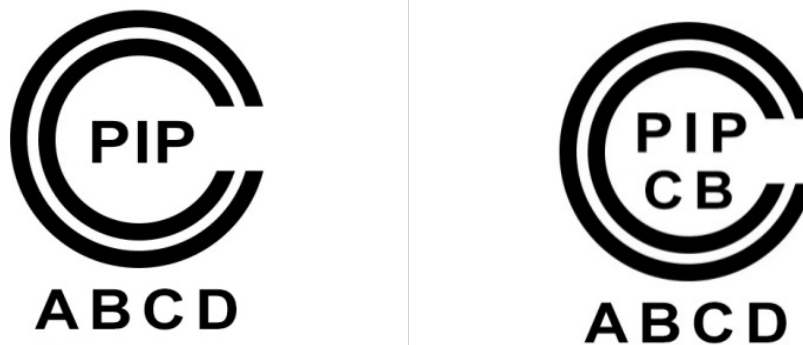
¹² 本通知第3条、第4条

る。また、仮に認証後の監督管理に合格できない場合、認証証明書が一時停止又は撤回される可能性がある。

4. 認証証明書と認証マーク¹³

認定証明書の有効期限は 3 年間であり、有効期間中、認証機関による認証後の監督に合格した場合、認証証明書の有効性を維持することができ、また、有効期限が徒過する前に 6 ヶ月以内に改めて認証を申請する必要がある。延長審査については、認証後の監督と同じ方式により、認証要件を満たしているかどうかを判断する。

認証マークは、越境取扱活動を含まない個人情報保護認証マーク（左）と越境取扱活動を含む個人情報保護認証マーク（右）に分けられ、それぞれは、以下の通りである。



「ABCD」は認証機関の識別情報を表す。

5. 企業における対応

本通知によると、個人情報保護認証業務に従事する認証機関は、当該認証活動を行うことにあたり、当局の承認を取得しなければならず、また、認証機関は、本通知の関連要求に従って、認証の実施手順を詳細化し、科学的、合理的かつ運用可能な認証実施細則を制定し、対外的に公表しなければならない¹⁴。しかし、現時点では、認証機関のリストはまだ公表されておらず、認証機関による認証実施細則の公開もまだなされていないため、企業は、現状個人情報保護認証を申請することは困難である。

ただ、前述のとおり、個人情報保護認証も個人情報を越境提供するための一つのルートであるため、特に、個人情報の越境提供業務に従事する事業者が、認証機関及び認証実施細則の公布に関する今後の進展に注目すべきといえる。なお、仮に個人情報の越境提供業務に従事していなくても、個人情報保護認証を取得することが個人情報保護能力等に関する証明になるため、企業の宣伝や事業の展開にも有益と考えられる。

◆ 独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する 最高人民法院の規定（意見募集稿）¹⁵

最高人民法院 2022 年 11 月 18 日公表

¹³ 本通知第 5 条

¹⁴ 本公告本文、本通知第 6 条

¹⁵ 「最高人民法院关于审理垄断民事纠纷案件适用法律若干问题的规定（公开征求意见稿）」

1. はじめに

2022年11月18日、「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」が公表され、12月9日までのパブリックコメント募集手続に付された。

独占禁止法分野の司法を強化し、法律に基づき公正かつ効率的に独占行為に起因する民事紛争事件を審理し、公正な競争秩序を維持するため、2022年11月18日、最高人民法院は、2012年に公布され、2020年に改正された「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定」（以下「**2012年規定**」という。）に基づき、2022年6月に改正された「独占禁止法」¹⁶における成果と10年間の司法実務経験を取り込み、「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」（以下「**新司法解釈**」という。）を起草し、公表した。

新司法解釈は、全52か条により構成されており、2012年規定の16か条の構成より大幅に拡充されている。以下、新司法解釈における主な2012年規定からの改正点を紹介する。

2. 手続きに関する規定

(1) 訴訟と仲裁の関係

通常の契約の場合、原則、当事者間の合意により任意に訴訟又は仲裁のどちらかを紛争解決方式として設定することができるが、仮に、当事者間の契約において、仲裁を紛争解決方式と合意した場合、当事者が独占禁止法の違反を理由に相手に対し訴訟を提起することができるかという論点があり、これについて実務上は、訴訟を認める傾向であったものの、その取り扱いは統一されていなかった。

新司法解釈においては、独占禁止法の公法性質を強調し、原告が独占禁止法に基づいて人民法院に民事訴訟を提起し、被告が当事者間に契約関係が存在し、仲裁合意が成立していることを理由に異議を申し立てた場合、人民法院による独占行為に起因する民事紛争事件（以下「**独占民事紛争事件**」という。）の受理に影響しないと定めた^{17 18}。これにより、当事者間の仲裁合意は、中国の裁判所の管轄を排除することができなくなる。

(2) 管轄裁判所

新司法解釈においては、独占民事紛争事件の審級管轄が改正され、第一審の独占民事紛争事件は、知的財産裁判所と最高人民法院が指定する中級人民法院の管轄となることが規定された¹⁹。

また、新司法解釈は、独占行為の当事者が中国に住所を有しない場合の管轄を初めて明確に定めた。中国国外で発生した独占行為が国内市場の競争に排他的又は制限的な影響を及ぼし、当事者が中国に住所を有しない被告に対して独占禁止法に基づく民事訴訟を提起する場合、国内市場の競争に直接かつ実質的に影響を及ぼす結果が発生した場所の人民法院が管轄し、その結果の発生場所を確定

¹⁶ 「反壟断法」

¹⁷ 新司法解釈第3条

¹⁸ なお、ここにいる独占民事紛争事件（壟断民事纠纷案件）とは、独占行為に基づき被った損失及び契約若しくは事業者団体の定款、決議、決定等が独占禁止法に違反したことに起因し紛争が発生した自然人、法人、非法人組織が、独占禁止法に基づいて人民法院に提起する民事訴訟をいう（2012年規定第2条）。

¹⁹ 新司法解釈第5条

できない場合、当該紛争に他の適切な関係がある場所又は原告の住所地の人民法院が管轄するとされている²⁰。

(3) 証拠と立証

新司法解釈によると、独禁法執行機関が認定した独占行為について、その決定に対して法定期間内に行政訴訟が提起されなかった場合、または人民法院の確定した判決・裁定により確認された場合、原告がこれを根拠にして、関連独占民事紛争事件において当該独占行為の成立を主張する場合、それを覆す十分な証拠がある場合を除き、さらなる立証は必要ないとされている。必要な場合において、人民法院は、当該認定決定を下した独禁法執行機関に対して、認定決定に関する状況を説明するよう求めることができる²¹。

本条によると、仮に独禁法執行機関により摘発された事件の当事者に対して民事訴訟を提起する場合、その立証は比較的簡単であり、今後、訴訟における立証の困難さを考慮し、訴訟を提起する前に、まず当局に通報し当局による調査を求めるのが一般化することが予想される。

(4) 違法情報の共有と訴訟の中止等

独占禁止法第11条は、国が独占禁止法の執行と司法を強化し、法律に基づき独占事件の裁判を公正かつ効率的に行い、行政執行と司法を結びつける仕組みを改善し、公正な競争を維持すると新たに定めた。

行政執行と司法を結びつける仕組みの改善の一環として、前述の訴訟において独禁法執行機関の決定を直接に証拠として使えるほか、新司法解釈第15条は、人民法院が民事紛争事件を審理し、当事者の関連行為が独占禁止法に違反する疑いがあると認める場合、または提訴された独占行為が独占禁止法に違反し、行政処罰を必要とする恐れがあると認める場合において、独禁法執行機関が調査を未実施の場合には、違法行為の疑いのある事件の手がかりを独禁法執行機関に移送することができる²²と定めた。

また、独禁法執行機関が提訴された独占行為について調査を行っている場合、人民法院は事件の具体的状況に応じて訴訟の中断を裁定することができる²²。

3. 関連市場の画定

新司法解釈によると、原告が、訴訟対象となる独占行為が独占禁止法に違反すると主張する場合、一般には、当該独占行為によって影響を受ける関連市場を画定し、証拠又は理由を示さなければならない²³。

また、原告は、関連市場における市場シェアに基づいて、被告である独占行為者が重要な市場支配力又は市場優位性を有すると主張する場合、関連市場を画定し、証拠又は理由を提出しなければならない。ただし、原告が、被告である独占合意の事業者が著しい市場支配力を有すること、市場支配力の濫用で当該事業者が市場支配的地位を有すること、または訴訟対象となる独占行為が競争を排除又は制限する効果を有することを直接証明するに足る証拠を提出した場合には、原告は関連市

²⁰ 新司法解釈第7条

²¹ 新司法解釈第11条

²² 新司法解釈第14条

²³ 新司法解釈第16条第1項

場の画定について証明する負担を負わないことができる。他方、訴訟対象となる独占行為が独占禁止法第17条第1項ないし第5項（水平的独占合意）並びに第18条第1項第1号又は第2号（再販価格の拘束行為）に規定する事情に該当する場合、原告は関連市場の定義について立証責任を負わない²⁴。

新司法解釈では、人民法院が一定期間内に事業者が特定の商品又はサービス（以下、「商品」と総称する。）をめぐって競争する関連商品市場及び関連地域市場を画定する方式、方法及び考慮要素について、需要代替分析、供給代替分析、仮想独占者試験法等を含む詳しい規定を設け、特にインターネットプラットフォームに関わる関連商品市場の分析、画定方法を具体的に定めている²⁵。

4. 独占合意

(1) 垂直的独占合意の立証責任の分担

新司法解釈は、独占合意における立証責任の分担を明確化した。

新司法解釈は、訴訟対象となる独占行為が独占禁止法第18条第1項第1号又は第2号に規定する独占合意（再販価格の拘束行為）に属する場合、当該合意が競争を排除又は制限する効果を有しないことの立証責任は、被告が負うものとし、独占行為が独占禁止法第18条第1項第3号の独占合意（再販価格の拘束行為以外の垂直的独占合意）に該当する場合、当該合意が競争を排除又は制限する効果を有することの立証責任は、原告が負うと定めた²⁶。

また、新司法解釈には、独占行為が独占禁止法第18条第1項に定める独占合意（垂直的独占合意）に該当し、被告が関連市場における市場占有率が国务院独禁法執行機関の定める基準より低く、国务院独禁法執行機関の定めるその他の条件を満たすことを証明できる場合、原告は当該合意が競争を排除又は制限する効果を有することを証明するための証拠を更に提出しなければならないとされており²⁷、同規定は独占禁止法第18条第3項の趣旨を反映している。

(2) 垂直的独占における競争排除又は制限の効果に関する判断要素

人民法院は、独占禁止法第18条第1項の規定に基づき、訴訟対象となる独占行為が競争を排除又は制限する効果を有するか否かを審査する際に、以下の要素を考慮することができる²⁸。

- 被告が関連市場において重要な市場支配力を有しているか否か。
- 当該合意に、市場参入障壁の増大、より効率的な流通業者や流通モデルの阻害又はブランド間競争の制限等その他の競争に悪影響を及ぼす効果があるか否か。
- 当該合意に、フリーライドの防止、ブランド間又はブランド内競争の促進、ブランドイメージの維持、販売前又は販売後のサービスの向上、イノベーションの促進等の競争促進効果を有するか否か。

被告が関連市場における重大な市場支配力を有し、提出された証拠により競争促進効果が競争阻害効果を上回ると証明できない場合、人民法院は、当該合意が競争を排除又は制限する効果を有すると認定すべきとされている。

²⁴ 新司法解釈第16条第2項、第3項、第4項

²⁵ 新司法解釈第17条、第18条、第19条

²⁶ 新司法解釈第25条第1項、第2項

²⁷ 新司法解釈第25条第3項

²⁸ 新司法解釈第26条

また、訴訟対象となる合意が以下のいずれかの状況に該当することを被告が証明できる場合、人民法院は、当該合意が独占禁止法第 18 条第 1 項の独占合意に該当しないと初步的に認定することができる²⁹。

- 合意上の取引相手方が事業者の代理人であり、実質的な商業リスク又は業務リスクを負担していないこと。
- 被告の関連市場における市場占有率が国务院独禁法執行機関の定める基準より低く、かつ、国务院独禁法執行機関の定めるその他の条件を満たしていること。
- 取引の相手方に新製品の販売促進のインセンティブを与える目的で、合理的な期間内に実施されたものであること。

上述の考慮要素や判断方法等について、2019 年 1 月 4 日に施行された「自動車業界独占禁止ガイドライン」³⁰にも類似した内容が定められており、新司法解釈はこれを参照したものともいえる。

(3) 独占合意に関する抗弁

独占禁止法第 20 条第 1 項には、独占合意の不成立に関する抗弁について規定しているが、新司法解釈では、被告である独占行為者が同条の規定を引用して抗弁する場合、次の事実を証明する証拠を提出しなければならないと規定されている³¹。

- 訴訟対象となる独占合意が、関連する目的又は効果を達成するために必須であること。
- 当該独占合意が、関連する目的又は効果を達成することができること。
- 当該独占合意が、関連市場における競争を著しく制限するものではないこと。
- 消費者がこれにより生じる利益を享受できること。

4. 市場支配的地位の濫用³²

新司法解釈は、インターネットプラットフォーム事業者や知的財産分野の事業者の市場支配的地位を判断する際に考慮すべき要素を含め、事業者が市場支配的地位を有するか否かを判断する方法を詳細に規定している。

独占禁止法第 22 条は、不当に高い価格で商品を販売することや不当に低い価格で商品を購入するなどといった行為を含む、市場支配的地位を有する事業者による市場支配的地位の濫用の禁止を規定しており、新司法解釈では、事業者の行為が上記の禁止行為に該当するか否かを判断する際に人民法院が考慮すべき要素、市場支配的地位を有する事業者が上記の状況に該当すると人民法院が初步的に認定できる条件、抗弁の「正当な理由」となりうる状況について詳細に規定されている。

5. 民事責任

民事責任については、通常、侵害行為の停止や損害賠償等を請求することができるが、新司法解釈において、被告が独占行為を行い、原告に損害を与えた場合、人民法院は、被告に侵害行為の停止及び損害賠償等の民事責任を命じるほか、当該独占行為の停止を命じるだけでは、競争を排除又は

²⁹ 新司法解釈第 27 条

³⁰ 「关于汽车业的反垄断指南」

³¹ 新司法解釈第 29 条

³² 新司法解釈第 4 章

制限する効果を解消することができないと考えられる場合、原告の主張及び事件の具体的状況に基づき、被告に対して、競争を回復するための特定の行為を行う法的責任を負わせる判決をすることができる³³。

また、損害賠償の範囲について、直接損害のほか、逸失利益も含まれることを明らかにし、訴訟対象となる独占行為により原告が被った損害を判断する際に参照すべき要素も規定した³⁴。さらに、新司法解释は、原告が被告に対して損害賠償を請求し、被告は、原告が被った損害の全部又は一部を他人に転嫁したことを証明できる場合、人民法院は賠償額を決定する際に転嫁された損害を控除することができる³⁵と定めている。

他方、新司法解释によると、水平的独占合意の事業者が、当該合意を締結・実施した他の事業者を被告として、独占禁止法第 60 条の規定に基づき、当該合意への参加中に生じた損害の賠償を請求する場合、人民法院は当該請求を支持しないものとする³⁶。

6. 付則

新司法解释の付則は主に法律の適用について規定している。独占民事紛争事件の場合、訴訟提起された時点で有効な法律が適用されるとしつつ、訴訟対象となる独占行為が 2022 年 9 月に施行された改正後独占禁止法の施行前に発生し、その施行後も継続する場合は、改正法が適用される³⁷。

7. 企業における対応

新司法解释は、独占民事紛争事件の審理に関するガイドラインであるものの、その規定は事業者の行動に対する指針ともいえ、日常業務においても参考とすることができる³⁸と考えられる。

事業者は、禁止行為に該当すると初歩的に認定されるおそれのある行為を避けるよう努めるべきであり、また、独占禁止法に違反する可能性のある取引を行う際には、独占禁止法や新司法解释における「正当な理由」の存否をあらかじめ検討しておくべき³⁹ともいえる。

執筆担当：周曉婧、楊利涛

³³ 新司法解释第 44 条

³⁴ 新司法解释第 45 条第 1 項、第 2 項

³⁵ 新司法解释第 45 条第 4 項

³⁶ 新司法解释第 48 条

³⁷ 新司法解释第 51 条

II. 中国法務の現場より

◆ 第五回中国国際輸入博覧会の開催

中国国際輸入博覧会（以下「CIIE」という）は、世界で最大規模の輸入商品専門展覧会であり、世界各国との経済交流・協力の強化、世界の貿易と経済成長を促し、開放型の世界経済発展を促進するという目的で2018年から過去4回（毎年開催）にわたって開催されている。過去4回の開催では、出展企業より1500件を超える新製品、新技術、新サービスが発表され、全体の成約見込み額は、累計2700億米ドルに達した。

第五回CIIEは、2022年11月5日から11月10日まで、国家会展センター（上海）で行われた。第五回CIIEは、中国市場の開放・共有により、国際取引の提携という開放型国際協力のプラットフォームを展開するものである。人民網の統計データによると、66ヶ国及び3つの国際組織が国家総合展に出展した。また、企業商業展には、食品・農産品展、自動車展、技術装備展、消費商品展、医療器械・医薬保健展及びサービス貿易展という6つの展覧区域が設けられており、企業商業展への出展企業のうち、世界トップ500の企業や業界を主導する企業の出展数は計280社を超えた。

I. 医薬分野

武田薬品（TAKEDA）は、第五回CIIEで希少遺伝性・血液疾患を中心とする特別発表会を開催し、血友病治療薬Obizur、Vonvendi、Adynovateを含む、同社より開発される革新的な薬剤を紹介した。その中で、移植後の抗CMV治療剤であるMaribavirは、幅広い注目を浴びている。Maribavirは、米国FDAを含む所管当局より承認され、成人の臓器移植又は造血細胞移植後の難治性（薬剤耐性の有無に関わらない）サイトメガロウイルス（CMV）感染又は疾病の治療薬として唯一用いられている薬剤である。2021年1月、Maribavirは、中国国家薬品监督管理局薬品審査評価センターより「画期的治療薬品」と正式に認定され、中国での上市が期待されている。

武田薬品のグローバルシニアバイスプレジデント・武田中国の総裁である単国洪氏によると、第一回CIIE以来、武田薬品より自主開発された薬品9件が中国で上市承認を取得し、その一部は、海南自由貿易港博鰲楽城国際医療旅行先進区許可カタログに掲載された。また、中国における業務開拓の活躍を受け、2022年6月、武田薬品研究開発アジア太平洋本部が上海浦東で新設された。

新薬物の研究開発等を除き、武田中国は、中国希少疾患連合会と提携することにより、遺伝性血管性浮腫に関する標準化診療プロジェクトを始動することを発表し、2025年までに遺伝性血管性浮腫診療センター100か所の設立と協同治療ネットワークを形成すること、当該疾患の検査診断率の向上、及び希少疾病患者の医療へのアクセス経路の短縮や生活の質の向上等を目指す。

2. 技術装備分野

日立（HITACHI）は、第一回CIIE（2018年）から5回連続の出展となる。第五回CIIEで、日立は、「データとテクノロジーにより持続可能な社会を実現し、人々の幸せな暮らしを支える」をテーマとして、中国社会に「環境・強靱・安心安全」の価値を提供する高品質商品・ソリューションを多数紹介する。

日立の展示エリアの中心には、「Lumada」というIoTコア・プラットフォームが展示された。

Lumada は、オープンな自己適応型構造を採用し、複数の操作技術（OT）と情報技術（IT）を統合することにより、IoT ソリューションの構築及びカスタマイズ作業の簡略化を実現し、全面的な機能を備える企業用 IoT プラットフォームと位置付けられる。

この他にも、「環境保護・強靱・安全安心」といった理念の下、日立の電動動力及び自動運転システム、道路連携統合ソリューション、陽子重粒子線癌治療システム、CMMS 設備資産管理システム等、地域貢献や産業貢献、QOL 向上に資する製品・ソリューションが展示された。

3. 消費商品分野

(1) UNIQLO

現在、UNIQLO は、中国で 900 軒以上の直営店舗を持ち、複数の中国紡績企業との提携関係が構築されている。第五回 CIIE では、UNIQLO は、持続的な発展をテーマとする専門エリアを設け、再生生地フリースをはじめとする、中国の提携企業と手を組んで再生生地を 100%使用して作り上げ新商品 16 件を発表する。

(2) SHISEIDO

SHISEIDO は、第五回 CIIE において、化粧品分野の最先端技術及び新製品 40 件強を展示する。そのうち、最も注目を集めるのは、革新的な皮膚解析技術「4D デジタルスキン TM」である。当該新技術により、コンピューター上に、皮膚の構造を超高精細に再現することができ、皮膚の動きで起きるシワ等の原因を解明することが可能となり、技術を基にした美の価値創出を図る。

4. まとめ

新華社によると、第五回 CIIE は豊かな成果を収め、成約見込み額は累計 735 億 2 千万米ドルに達し、第四回 CIIE に比べて 3.9%増加した。CIIE は、日本企業の参加により、輸入品の展示販売の機会を得たにとどまらず、中国市場における EV、ビッグデータ、新材料などを始めとする新経済分野の迅速な発展を示し、中国市場に秘められた巨大な可能性を認識させる機会を得たものと考えられる。

執筆担当：苗曉艶

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
2022 年 10 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」 「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」 「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」 	
2022 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「電気通信オンライン詐欺防止法」 「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」 「北京市ビジネス経営環境整備条例」 「上海市人工知能産業発展促進条例」 	
2022 年 8 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」 「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する 10 大典型的事件を公表」 	
2022 年 7 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」 「国務院 2022 年度立法計画」 	「DiDi に対する行政処分」
2022 年 6 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」 「データセキュリティ管理認証実施規則」 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」 	
2022 年 5 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的事件を公表」 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」 	

速報版	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン－個人情報越境処理活動 認証技術規範（意見募集稿）	
2022年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 	「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」
2022年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	
2022年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定 情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿） 	
2022年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法修正草案（意見募集稿） 民事訴訟法の改正に関する決定 人民法院オンライン調解規則 	「2022年の注目しておくべき立法」
速報版（2022/1/25）	中国における育児休暇の導入について	
速報版（2022/1/6）	外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について	
2021年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 信用調査業務管理弁法 中華人民共和国税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021） 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第9回 取引契約の履行

- 発行
TMI 総合法律事務所
- 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴
- 発行日
2022年12月16日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



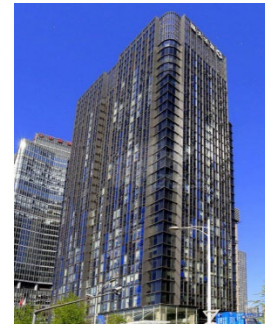
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア